収集運搬業

一般廃棄物　　　　　　　欠格要件該当届出書

処　分　業

　　年　　月　　日

　豊川市長　殿

住所

届出者

氏名

法人にあっては、その所在地、

名称及び代表者氏名

電話番号

　欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第７条の２第４項

　　　　　　　　　の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

第７条の２第５項

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の年月日 |  |
| 許可番号 |  |
| 該当するに至った欠格要件 |  |
| 欠格要件に該当するに至った具体的事由 |  |
| 欠格要件に該当するに至った年月日 |  |

　備考　「該当するに至った欠格要件」は、法第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入してください。

法第７条の２第５項の規定に基づく届け出の場合は、「該当するに至った欠格要件」、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄は記入不要です。

欠格要件については裏面を参照してください。

（裏面）

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第四号 |
| イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者(※1)ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(※2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者ホ　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものト　ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人(※3)であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないものチ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するものヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人(※3)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるものル　個人で政令で定める使用人(※3)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの |
| (※1)　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者(※2)　その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第４条の６)とは、次のとおり大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(※3)　政令で定める使用人(令第４条の７)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの①　本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)②　①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |